

広島県告示第七百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年十二月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

御調久井線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市久井町吉田字宮沖二一〇番二地先から 三原市久井町吉田字宮沖二二〇番一地先まで	新	旧	九・二〇〇 四一・〇〇〇	二七六・〇〇	拡幅
	旧	新	三・八〇〇 一一・四〇〇	八〇・〇〇	
三原市久井町吉田字宮沖二一三番一地先から 三原市久井町吉田字大石二三〇番二地先まで	新	旧	二一・六〇〇 二七・五〇〇	九五・〇〇	ルート変更 不用物件延長 八〇・〇〇メートル
	旧	新	二・五〇〇 一九・〇〇〇	一、〇二六・〇〇	
三原市久井町吉田字宮沖二一三八番一地先から 三原市久井町吉田字大石二三〇番二地先まで	新	旧	八・八〇〇 三七・〇〇〇	一、〇一九・〇〇	拡幅
	旧	新	二・五〇〇 一九・〇〇〇	一、〇二六・〇〇	